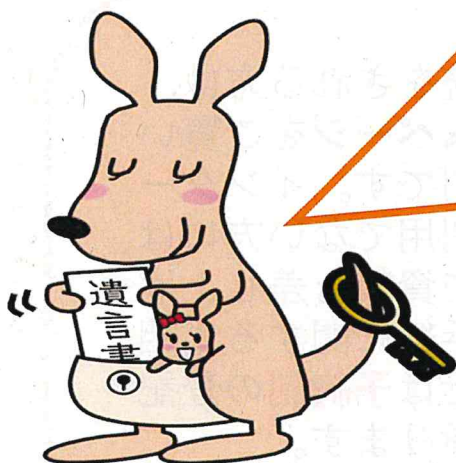


相続に関わる 新たな制度が始まっています

自筆証書遺言書保管制度

～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～



どんな制度？：自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請することのできる制度です。遺言書を法務局に預けることで、遺言書の紛失・亡失、盗難・改ざん等を防止することができます。また、遺言者の希望にもとづき、将来遺言者が亡くなったときに、遺言者が指定した相続人や遺言執行者の一人に宛てて、法務局から「遺言書を保管している」旨の通知を出すことができます。

遺言書とは？：誰にどの財産をどれだけ相続させたいか等を指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律に沿って作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。遺言書には、自筆証書遺言のほか、公証人とともに作成する公正証書遺言等もあります。

☆制度について詳しく知りたい、遺言書を法務局に預けたい方は、お近くの法務局にお問い合わせください。ご相談、お手続きはすべて予約制となります。

ご予約等は、TEL.0545-53-1200（音声案内4）までお願いします。



相続土地国庫帰属制度

～相続した土地の管理にお困りの方へ～

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈のみ）により取得した土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。

ただし、対象となる土地には要件があり、法務大臣の承認が必要です。また、申請の際には審査手数料、国庫帰属が承認された際には負担金の納付が必要です。承認申請やご相談については、まずはお電話で、静岡地方法務局不動産登記部門にお問い合わせください。

TEL.054-254-3555

